

○観音寺市老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱

平成29年 3月30日告示第66号

観音寺市老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老朽化して倒壊などのおそれのある空き家の除却を促進し、地域の住環境の向上を図るため、市内にある老朽危険空き家の除却を行う者に対し、予算の範囲内において観音寺市老朽危険空き家除却支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会第2317号)、小規模住宅地区等改良事業制度要綱(平成9年4月1日付け建設省住整発第46号)、香川県老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱(平成27年4月1日付け27住宅第1693号香川県土木部住宅課長通知)及び観音寺市補助金等交付規則(平成18年観音寺市規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 老朽危険空き家 補助事業(市がこの要綱に基づき、老朽危険空き家の除却を行う者に対し、補助金を交付する事業をいう。)を実施しようとする際に使用されておらず、今後も居住の用に供される見込みのない住宅であって、そのまま放置すれば周辺の住環境に悪影響を及ぼすおそれのある空き家のうち次のいずれかの要件を満たすものをいう。

ア 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第2条第4項に規定する不良住宅で、住宅地区改良法施行規則(昭和35年建設省令第10号)第1条各号に掲げる住宅の区分に応じ当該各号に定める別表において、構造一般の程度及び構造の腐朽又は破損の程度の評点の合計が100点以上であるもの

イ 市長が特に除却の必要があると認める住宅

(2) 住宅 併用住宅(住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものをいう。)を含み、一戸建て、長屋建て又は共同建ての住宅をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 市内に存する老朽危険空き家であること。
- (2) 補助金の交付決定前に除却工事に着手していないこと。
- (3) この要綱に基づく補助金以外に、除却に係る他の補助金等の交付を受けていない又は受ける予定がないものであること。
- (4) 公共事業による移転、建替え等の補償の対象となっていないものであること。
- (5) 国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権等を有していないものであること。
- (6) 不動産販売、不動産貸付、駐車場運営等を業とするものが当該業のために除却を行うものでないこと。
- (7) 同一敷地内において、この要綱に基づく補助金の交付を受けて老朽危険空き家の除却を行っていないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付申請の日において、本市の市税を滞納していない者で構成された世帯の世帯員である個人であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象住宅の所有者（登記簿又は固定資産課税台帳に所有者として登記され、又は登録されているものをいい、共有者を含む。以下「所有者」という。）。ただし、所有者が死亡している場合は、その法定相続人とされる者（以下「相続人」という。）とする。
- (2) 前号に規定する者のほか、市長が特に認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 暴力団員及び暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び同法第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員と密接な関係を有する者

- (2) この要綱による補助金の交付を受けたことがある者又は交付を受ける予定がある者及びこれらの者と同一世帯に属する者
- (3) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の他に所有権その他の権利（共有名義の場合の持分権及び賃借権を含む。）を有する者がある場合において、補助対象住宅の除却について、全ての当該者の同意を得られない者
- (4) 相続人が複数の場合において、補助対象住宅の除却について、全ての相続人の同意を得られない者
- (5) 所有者と補助対象住宅が存する土地の所有権その他の権利を有する者が異なる場合において、補助対象住宅の除却について、全ての当該者の同意を得られない者
- (6) 第14条及び第18条に規定する立入検査等に同意できない者
- (7) 補助対象住宅について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第2項に規定する勧告を受けた者。ただし、勧告後その措置が取り消された場合は、この限りでない。
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当でないと認めた者  
(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が発注し、補助金を受けようとする年度の1月末日までに完了する補助対象住宅の除却工事であって、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けたもの又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する登録を受けたもの（それぞれ市内に本店、支店等の事業所を有する建設事業者又は解体工事事業者（個人事業者を含む。）に限る。ただし、暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者を除く。）で観音寺市建設工事等入札参加資格者名簿に解体工事事業者として市内登録があるものに請け負わせる工事とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない理由により、補助対象工事の一部について下請負をさせるときは、1件当たりの下請負工事費が補助対象工事の総請負工事費の2分の1を超えてはならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は補助対象工事としない。

- (1) 補助金の交付決定前に着手した工事
- (2) 他の制度による補助金等の交付を受けようとする工事
- (3) 補助対象住宅の一部のみ除却する工事
- (4) 補助対象住宅の建替えを目的とした工事

(補助対象経費及び補助金の交付額等)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する経費（家財道具、機械、車両等の処分に係るものを除く。）とする。

2 補助金の交付額は、補助対象経費又は補助対象住宅の延べ面積に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を乗じた額のいずれか少ない金額に10分の8を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、160万円を限度とする。

- (1) 木造 補助金の交付年度の国土交通省住宅局所管事業に係る標準建設費等における、木造住宅の1平方メートル当たりの除却工事費の上限額
- (2) 非木造 補助金の交付年度の国土交通省住宅局所管事業に係る標準建設費等における、非木造住宅の1平方メートル当たりの除却工事費の上限額

(事前協議)

第7条 申請者は、事前に補助金交付の対象となるか市民部地域支援課と協議を行うものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 申請者は、次に掲げる書類を添えて、観音寺市老朽危険空き家除却支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 除却工事实施（変更）計画書（様式第2号）
- (2) 工事見積書の写し（内訳明細書を含む。）
- (3) 建物平面図（延べ面積及び対象床面積が確認できるものに限る。）
- (4) 現場写真
- (5) 補助対象住宅の所有者が確認できる書類
- (6) 所有者が複数の場合は、老朽危険空き家除却工事施工同意書（様式第3号）

- (7) 補助対象住宅に所有権以外の権利（賃借権を含む。）がある場合は、当該権利者の同意書
- (8) 補助対象住宅と土地の権利を有する者が異なる場合は、当該土地の権利を有する者の同意書
- (9) 補助対象住宅の所有者以外の者による申請の場合は、所有者の同意書、確約書（様式第4号）、所有者との関係を示す書類等
- (10) 申請者が属する世帯の世帯員全員が確認できる住民票
- (11) 申請者が属する世帯の世帯員全員が本市の市税を滞納していないことの証明書
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項各号に掲げる書類のうちその一部の提出を省略することができる。

3 市長は、補助事業の実施に当たり必要と認めるときは、申請期間を別に定めることができる。

4 補助対象住宅が複数の者の共有に係るものである場合には、代表者を申請者とすることができる。

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条に規定する申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

2 市長は、前項の決定をしたときは、観音寺市老朽危険空き家除却支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、観音寺市老朽危険空き家除却支援事業補助金交付変更承認申請書（様式第6号）又は観音寺市老朽危険空き家除却支援事業補助金交付中止承認申請書（様式第7号）を、内容を変更する場合は関係書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認することが適当と認めるときは、観音寺市老朽危険空き家除却支援事業補助金交付変更承認決定通知書（様式第8号）又は観音寺市老朽危険空き家除却支援事業補助金交付中止承認決定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第11条 交付決定者は、第9条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から15日以内に市長に対して申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定する申請の取下げがあったときは、当該補助金の交付決定がなかったものとみなす。

（補助事業が期日までに完了しない場合等の報告）

第12条 交付決定者は、補助事業が第9条の交付決定通知書に記載された完了予定日までに完了しない場合は、市長の指示を受けなければならない。

2 交付決定者は、補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第13条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日（その日が観音寺市の休日定める条例（平成17年観音寺市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その翌日）までに、次に掲げる書類を添えて、観音寺市老朽危険空き家除却支援事業完了実績報告書（様式第10号。以下「完了実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

（1） 工事請負契約書の写し

（2） 補助事業に要する経費の請求書の写し（内訳を含む。）

（3） 補助事業に要する経費の支払が確認できる書類の写し

（4） 工事状況写真（施工前、施工後及び工事の内容が確認できるもの）

（5） 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出の写し（補助対象工事が同法第9条第1項の対象建設工事に該当するときに限る。）

(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の3の産業廃棄物管理票(マニフェスト)E票の写し

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の完了実績報告書を受領した場合において、その内容を審査し、必要に応じて立入検査を行い、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、観音寺市老朽危険空き家除却支援事業補助金交付額確定通知書(様式第11号)により交付決定者に通知するものとする。

2 交付決定者は、前項に規定する通知を受けたときは、速やかに観音寺市老朽危険空き家除却支援事業補助金請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条第2項に規定する請求があったときは、速やかに交付決定者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき。

(2) 不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 補助金の交付決定の前に、補助対象工事に着手したとき。

(5) この要綱の規定に違反したとき。

(6) 補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(7) 補助事業の遂行ができないとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(立入検査等)

第18条 市長は、補助事業を実施しようとする住宅が第3条に規定する要件を満たしているかを判断するとき、又は補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、交付決定者に対して報告を求め、又は当該職員にその物件を検査させ、若しくは質問させることができる。

(関係書類の保管)

第19条 交付決定者は、補助事業の交付を受けた補助対象事業の実施状況等を明らかにするための台帳、書類その他必要となる図書を整備し、これらを補助対象工事が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(跡地の管理)

第20条 補助金の交付を受けて補助対象住宅を除却した交付決定者は、雑草の繁茂、廃棄物の投棄等が生じないように、補助対象住宅を除却した跡地を適正に管理しなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

年 月 日

観音寺市長 宛て

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

※本人による署名に代えて、記名押印することもできます。

観音寺市老朽危険空き家除却支援事業補助金交付申請書

観音寺市老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請に当たっては、事業の趣旨を理解し、要綱第18条に規定する立入検査等及び要綱第20条に規定する跡地の管理について同意するとともに、その他要綱の規定を遵守します。

また、補助対象者であることを確認するため、世帯員の住民基本台帳及び税関係情報について市が調査を行うことに同意します。

なお、本申請書類等に記載した事項は、事実と相違ありません。

1 補助対象住宅の所在地及び所有者

所在地：観音寺市

所有者：

2 補助対象経費

円

3 補助金交付申請額（1,000円未満切り捨て）

円

## 添付書類

- (1) 除却工事实施（変更）計画書（様式第2号）
- (2) 工事見積書の写し（内訳明細書を含む。）
- (3) 建物平面図（延べ面積及び対象床面積が確認できるものに限る。）
- (4) 現場写真
- (5) 補助対象住宅の所有者が確認できる書類
- (6) 所有者が複数の場合は、老朽危険空き家除却工事施工同意書（様式第3号）
- (7) 補助対象住宅に所有権以外の権利（賃借権を含む。）がある場合は、当該権利者の同意書
- (8) 補助対象住宅と土地の権利を有する者が異なる場合は、当該土地の権利を有する者の同意書
- (9) 補助対象住宅の所有者以外の者による申請の場合は、所有者の同意書、確約書（様式第4号）、所有者との関係を示す書類等
- (10) 申請者が属する世帯の世帯員全員が確認できる住民票
- (11) 申請者が属する世帯の世帯員全員が本市の市税を滞納していないことの証明書
- (12) その他市長が必要と認める書類

除却工事実施（変更）計画書

申請者	住所 氏名		
施工者	名称 所在地	担当者氏名 連絡先	
除却工事開始予定日	年	月	日
除却工事完了予定日	年	月	日

1 補助対象住宅の概要

所在地	観音寺市		
建築年	年	用途	
敷地面積	m <sup>2</sup>	建築面積	m <sup>2</sup>
延べ面積	m <sup>2</sup>	対象床面積	m <sup>2</sup>
構造	造一部	造	階数 地上 階・地下 階

2 交付申請額の算出

除却工事費	円		
補助対象経費	円 (A)		
対象床面積	m <sup>2</sup>		
除却工事費面積限度額	木造	m <sup>2</sup> ×	円 / m <sup>2</sup> = 円
	非木造	m <sup>2</sup> ×	円 / m <sup>2</sup> = 円
	合計	円 (B)	
円 × 0.8 =			円 (C)
[(A) と (B) のうち少ない方の額]			
補助金交付申請額	1,600,000円と (C) のうち少ない方の額		
			円 (D)

(注)

- 1 除却工事費 (A) は、補助対象となる老朽危険空き家の除却及び処分に要する費用を記入すること。
- 2 補助金交付申請額 (D) に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。
- 3 変更申請の場合には、変更前の記載内容を、その上段に ( ) 書きすること。

様式第3号（第8条関係）

老朽危険空き家除却工事施工同意書

観音寺市長 宛て

私が所有・共有する下記の老朽危険空き家を、\_\_\_\_\_が費用を負担し、除却  
工事を行うことに同意します。

年 月 日

記

老朽危険空き家の所在地 観音寺市

申請者 住所  
氏名

住宅の所有者・共有者 住所  
氏名

住所  
氏名

住所  
氏名

住所  
氏名

住所  
氏名

住所  
氏名

住所  
氏名

※本人による署名に代えて、記名押印することもできます。

様式第4号（第8条関係）

確約書

観音寺市長 宛て

観音寺市老朽危険空き家除却支援事業補助金の交付申請を行うに当たり、私が相続人の代表となって、この老朽危険空き家の除却工事 [を実施しようとするものです。]  
[の実施について同意します。]

なお、相続人の間に当該老朽危険空き家に係る紛争等が発生したときは、私が責任を持って解決します。

年 月 日

老朽危険空き家の所在地 観音寺市

老朽危険空き家の名義人

相続人代表

住所

氏名

※本人による署名に代えて、記名押印することもできます。

様

観音寺市長



観音寺市老朽危険空き家除却支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった観音寺市老朽危険空き家除却支援事業補助金については、下記のとおり決定したので、観音寺市老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助対象工事施工者名  
名称  
所在地

- 2 補助対象住宅の概要

住宅の所在地	住宅の構造	対象床面積
観音寺市		m <sup>2</sup>

- 3 補助金交付決定額

補助対象経費	除却工事費面積限度額	補助金交付決定額
円	円	円

- 4 完了予定日 年 月 日

- 5 補助金交付時期 補助対象工事が終了し、補助金交付額確定後に交付する。

- 6 交付条件

- （1） 観音寺市補助金等交付規則及び観音寺市老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- （2） 除却後の跡地については、周囲の環境に十分な配慮を行い適正な管理を行うこと。
- （3） 補助対象工事の遂行状況について報告を求め、又は立入検査をすることがあること。
- （4） 補助対象工事が完了したときは、完了の日から30日を経過した日又は2月末日のいずれか早い日（その日が市の休日に当たるときは、その翌日）までに、実績報告書に係る書類を添えて市長に提出すること。
- （5） 補助金交付額は、補助対象工事費用の確定により変更する場合があること。

- 7 関係書類の保管 実施状況等の関係書類は翌年度から起算して5年間保存すること。

年 月 日

観音寺市長 宛て

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

※本人による署名に代えて、記名押印することもできます。

観音寺市老朽危険空き家除却支援事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助事業について、下記のとおり当該交付決定の額及びその内容を変更したいので、観音寺市老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 前回交付決定額 円  
変更交付申請額 円
  
- 2 事業完了予定日 年 月 日
  
- 3 変更の理由
  
  
- 4 添付書類
  - (1) 除却工事实施(変更)計画書(様式第2号)
  - (2) 工事見積書の写し(内訳明細書を含む。)
  - (3) 建物平面図(延べ面積及び対象床面積が確認できるものに限る。)
  - (4) 現場写真
  - (5) その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

観音寺市長 宛て

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

※本人による署名に代えて、記名押印することもできます。

観音寺市老朽危険空き家除却支援事業補助金交付中止承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記事業について、下記のとおり中止したいので観音寺市老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、申請します。

記

1 交付決定額 円

2 事業の中止の理由

様

観音寺市長



観音寺市老朽危険空き家除却支援事業補助金交付変更承認決定通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった観音寺市老朽危険空き家除却支援事業補助金については、審査の結果、承認することとしたので、観音寺市老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 補助対象工事施工者名  
名称  
所在地

- 2 補助対象住宅の概要

住宅の所在地	住宅の構造	対象床面積
観音寺市		m <sup>2</sup>

- 3 補助金交付決定額

	補助対象経費	除却工事費面積限度額	補助金交付決定額
変更前決定内容	円	円	円
変更後決定内容	円	円	円

様式第9号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

観音寺市長



観音寺市老朽危険空き家除却支援事業補助金交付中止承認決定通知書

年 月 日付けで中止承認申請のあった観音寺市老朽危険空き家除却支援事業補助金については、審査の結果、中止を承認することとしたので、観音寺市老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 補助対象工事施工者名  
名称  
所在地

- 2 補助対象住宅の概要

住宅の所在地	住宅の構造	対象床面積
観音寺市		m <sup>2</sup>

観音寺市長 宛て

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

※本人による署名に代えて、記名押印することもできます。

観音寺市老朽危険空き家除却支援事業完了実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定を受けた観音寺市老朽危険空き家除却支援事業について、下記のとおり実績報告をします。

記

1 補助金交付決定額及び精算額

補助金交付決定額	円
補助金精算額	円

2 補助事業の実施期間

自	年	月	日
至	年	月	日

3 添付書類

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 補助事業に要する経費の請求書の写し（内訳を含む。）
- (3) 補助事業に要する経費の支払が確認できる書類の写し
- (4) 工事状況写真（施工前、施工後及び工事の内容が確認できるもの）
- (5) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条第1項の規定による届出の写し（補助対象工事が同法第9条第1項の対象建設工事に該当するときに限る。）
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3の産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類